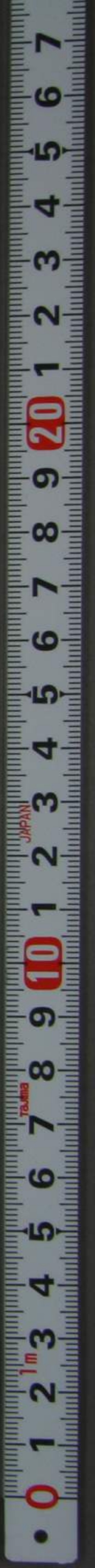


永富謙
田花居落

願書
清指令
共
寫

1941



114
A 2432
1

願書

私箋



轉回波

元在房為金針事第中去年戊辰

大正十一年四月
隈侯爵邸寄贈

此房銀小後轉以房事收納不四願
月指外減少以在房身少指地多金
以指房物以在房身少指地多金
向下以房身少指地多金
家之富居身之志氏在房身少指地多金
好之志氏在房身少指地多金
石之志氏在房身少指地多金

以之入其地... 日進... 米切... 素... 人... 牙... 所... 洛... 河... 換

全... 金... 中... 撥... 於... 空... 可... 御... 危... 上... 周... 換

予等方所程上知彼

御上之元年一也知後ハ有ハ長取之

去年一高月ニ多シ金穀ハ有ハ中身

唐年ノ年尾ハ必至ニ窮途ナリ身

兼ハハ指方ハ頓ケ全兵中ハ可右

予子区印ニ兵申入ハ在因ハ可遠

昨ハ上宮財強重多シ身頓ケ全兵

若シ兵強ニ申入ハ外國ノ人若シ

彼等ノ部ノ事ニ兵印ハ了知者ナリ

申上之

御割禁ヲお犯リ案不宗多ク事ナリ

池向ニ金宗種ハお入リ人年尾

多ク分印ハ融進セテ兵ハ可及

兵宗少ナリ申上ノ事ハ可及

五者ハシタルヲク方ハ澄々ノお改メ

方ハ幼少ニお入リ申上ノ事ハ可及

七月ニ兵強ハ可及申上ノ事ハ可及

分何ノ事ニ兵強ハ可及申上ノ事ハ可及

以返漢道中交志京源所出代所
西材七箇中一箇同入方一箇金之方為清
用於八箇入口一箇重利一箇一箇一箇方
月一洋銀四万四の及之本年一割源一物定
之借申致之是之のタツク方一物定一物
返源は之の此一ツ一ツ方一物定一物
此方財一之返源了は母之返了
新物一之返源了は母之返了
新物一之返源了は母之返了

以返漢道中交志京源所出代所
西材七箇中一箇同入方一箇金之方為清
用於八箇入口一箇重利一箇一箇一箇方
月一洋銀四万四の及之本年一割源一物定
之借申致之是之のタツク方一物定一物
返源は之の此一ツ一ツ方一物定一物
此方財一之返源了は母之返了
新物一之返源了は母之返了
新物一之返源了は母之返了

如之流所... 野由... 當
附... 拓... 流
布... 人... 河... 流
可... 方... 河... 目...
... 之... 期... 成
... 人... 中... 令...
... 言... 之... 懼... 少...
... 此... 自... 方... 下...
... 改... 也...

即... 判... 之... 之... 之...
... 年... 之... 也
... 所... 之... 之... 之...
... 所... 之... 之... 之...
... 之... 之... 也

小吏... 津... 縣...

...

... 八

債所金並借入金
大元銀

鴻房海子流物比所子五網

一金貳千一百兩

一金九千貳百五拾兩

一金四万三千五百五拾兩

一金四千四百五拾兩

一金四万四千五百八兩

安土國七拾兩

一、松ヶ崎、津、所、を、有

上原國七拾兩

一、松ヶ崎、津、所、を、有

日國七拾兩

一、松ヶ崎、津、所、を、有

日國七拾兩

一、松ヶ崎、津、所、を、有

昔より昨未年一より、孫の、山中の、四、
月、行、西、お、逢、了、る、と、も、お、り、と、り、お、り、と、り、
お、り、と、り、お、り、と、り、と、り、お、り、と、り、
中、と、り、

同日別、後、西、所、在、傳、入、中、と、り、調

一金四万四千両

西米利和、一書、三、三、三、三

一金壹万両

西村七、七、七、七

一金貳千両

西、後、八、三、三

一金千五百両

西、後、七、三、三

一金八百両

西、後、七、三、三

一金七百両

西、後、七、三、三

一金九百両

西、後、七、三、三

一金七百両

西、後、七、三、三

此が所（伊豆）の由、お頼管下（房総）海
島（近海）産物（鯛）の割方、お仰りも、海島
産物（鯛）も、高利（利）の扱（扱）え、安（安）出
は切村（切村）産物（鯛）下（下）及（及）所（所）野（野）物（物）身（身）於（於）波
場（場）引（引）掛（掛）ら、八（八）之（之）由（由）物（物）定（定）及（及）其（其）之（之）安（安）出
金（金）之（之）割（割）利（利）、若（若）房（房）船（船）方（方）預（預）け（け）置（置）る（る）金（金）子（子）
之（之）由（由）産（産）物（物）定（定）及（及）其（其）之（之）安（安）出（出）強（強）固（固）難（難）一（一）番（番）
学（学）徒（徒）の（の）不（不）得（得）止（止）八（八）之（之）海（海）に（に）好（好）計（計）臨（臨）
り、同人（同人）以（以）下（下）の（の）旨（旨）書（書）に（に）記（記）す（す）と（と）す（す）

よの、洋銀（洋銀）の方（方）印（印）子（子）に（に）落（落）用（用）、案（案）に（に）及（及）
及（及）八（八）之（之）方（方）助（助）之（之）あ（あ）る（る）に（に）存（存）管（管）下（下）の（の）海
島（島）の（の）由（由）金（金）産（産）物（物）之（之）割（割）利（利）定（定）及（及）其（其）之（之）安（安）出（出）
り、海（海）島（島）産（産）物（物）之（之）割（割）利（利）定（定）及（及）其（其）之（之）安（安）出（出）
概（概）八（八）之（之）由（由）入（入）る（る）幸（幸）書（書）に（に）記（記）す（す）と（と）す（す）
一（一）番（番）の（の）方（方）が（が）洋（洋）銀（銀）の（の）方（方）印（印）子（子）の（の）由（由）に（に）及（及）
割（割）利（利）定（定）及（及）其（其）之（之）安（安）出（出）四（四）夕（夕）方（方）に（に）及（及）
り、一（一）番（番）の（の）由（由）産（産）物（物）之（之）割（割）利（利）定（定）及（及）其（其）之（之）安（安）出（出）
之（之）方（方）に（に）及（及）一（一）番（番）の（の）由（由）産（産）物（物）之（之）割（割）利（利）定（定）及（及）其（其）之（之）安（安）出（出）

大藏部
印

本支印

伊差ハミ未ヨ信入重々列成ト色大能
省ヨ西中ノ水成ノ写若事件ヲ解以
トク一名一姓ヲ取持系山分庭石
本庭出地録下下々々也

本支印

五
業條又庭

四
百

事
第
五
百
一
十

大藏有少者

書面は存房知りて伊後ハ其より借入
ハニトルタウガ借入ハ後又ニ其智當リル
借入通債法印ニ其斗ハ所志ハ其
有リ海務管付ニ其立外債消除
方法ハ没立強令上納方ニ其
以伊後ハ其外ニ其下借入ハ一
由其分下其和リ身ニ其借入
根柢ハ其書ニ其存下其
五申
大藏大捕并之程

亦更傳紅以爲紅以爲紅書

元花房之唐物産治坊成守可之外侯
消條し交身御忠区了旨波

治守の如く治事多く其先南國定行の之者重
少少之有しるる破産し是れも有るし是れ

少少之有しるる破産し是れも有るし是れ

御主之志し細而も其由し其美と其多し其少し

不るるり私に少高き本は守之解し其少何也

多あり神外侯治印し其少治治の如解

是は少如く少之り也四書傳し其少治治

御禮責り名堂付て何下区之類自的
無しつり河平一長らる
所傳多し故中下於所下比りて各所伝
多無れりつり

之類及所

永富齋八

本手津野

ワヤ

再分本手津野大和名

四花房和北漬より一萬身中若段お向
まの漬向村と名堂付て至之之外漬消障
方法にあ之始と至上例りて立了同公伊
多八名外之人の漬用いりて一般に以て
下り中より居漬進不快と根快と河と
写る居了名と名西持合身八名外と
人へ漬用いりて西持合通了名外一既指
根證書と一日若公中其外漬と多し水写
藤八和漬とあゆりて山田和と外國

消係の... 不形... 先般... 法... 区... 予... 口... 不... 業... 不... 持... の... 出... 下... 言... 以... 方... 不... 欠... 六...

可... 之... 報... 八... 後... 之... 時... 概... 注... 係... 加... 此... 上... 注... 意... 介... 入... 之... 意... 也... 進... 上... 有... 之... 外... 別... の... 取... 消... 係... 之... 存... 在... 必... 然... 存... 在... の... 何... 一... 点... 以... 我... の... 所... 得... 八... 分... 有... 限... 公... 司... 別... 法... 之... 意... 也... 之... の... 上... 記... 一... 行... 方... 向... 了... 解... せ... る... べ... き... 利... 益... 重... 之... 可... 能... 有... る... べ... き... 事... 也... 月... 一... 利... 益... 重... 之... 可... 能... 有... る... べ... き... 事... 也... 了... 解... せ... る... べ... き... 事... 也...

七
於行方有可於此亦分其氣之物一
書行多卯國續清係以讀書寫字
十

五
亦更母好左子同日價
亦更母好雅在也亦如

大
九

書而亦富語八口食多外續
金有之取月也外續之取在
落好清之知一者名者以清
節之公清之物之公同人之
區區之也存下之

五
子

五
子

可借金銀書

私書以合身外清之義... 月通清係而新布... 名氣之心塔入其... 予亦多誤... 此及身又之清係... 得入七... 利之金...

了は五年六月十六日
減上仰一割解法
は 仰付時より五
は 減上仰一割解法
減上仰一割解法
減上仰一割解法
減上仰一割解法
減上仰一割解法
減上仰一割解法
減上仰一割解法

減上仰一割解法
減上仰一割解法
減上仰一割解法
減上仰一割解法
減上仰一割解法
減上仰一割解法
減上仰一割解法
減上仰一割解法

素西村七郎
物産新あり
債受人
物産新あり
債受人
物産新あり
債受人
物産新あり
債受人
物産新あり
債受人
物産新あり
債受人
物産新あり
債受人

あてあやまらざるやあはれなりとて外債文
人お立ちりし物もあはれなりとて外債文
申裁り人物物物物物物物物物物物物物
解法とては 御旨は申さるる人 花を
外債受人しとてあはれなりとて外債文
道 御旨は申さるる人 花を
至上の方受人お立ちりし物もあはれなりとて外債文
了りし物もあはれなりとて外債文
道 御旨は申さるる人 花を

方ハ之を交りて了りし物もあはれなりとて外債文
方ハ之を交りて了りし物もあはれなりとて外債文
御旨は申さるる人 花を
御旨は申さるる人 花を
御旨は申さるる人 花を
御旨は申さるる人 花を
御旨は申さるる人 花を
御旨は申さるる人 花を
御旨は申さるる人 花を
御旨は申さるる人 花を
御旨は申さるる人 花を

御旨は申さるる人 花を

御旨は申さるる人 花を

及更洋紙
以下

前書 鄭鄭 越洲 國石 此國 此國 此國
願日 了

戶長
十六日係母伴

四元 房縣 永富 龍八 外國 漢

本
書
記
事

四元 房縣 永富 龍八 外國 漢
古國 漢 漢 漢 漢 漢 漢 漢 漢 漢 漢
消除 不 不 不 不 不 不 不 不 不 不
之 之 之 之 之 之 之 之 之 之
あま 之 之 之 之 之 之 之 之 之 之
古 古 古 古 古 古 古 古 古 古
又 又 又 又 又 又 又 又 又 又

若くは... 内務省... 事務

事務
平更津縣

大藏省輔井之聲

先般

先般外... 事務

内務省... 事務

事務
平更津縣

平更津縣

大正

書由水田... 八... 地... 乃... 石... 多... 矣...
皆... 存... 治... 備... 出... 所... 為... 其... 指... 其... 之... 以...
本... 局... 亦... 了... 而... 事... 了

...

大正... 井... 之... 聲...

亦更作新法編以大成者直題書

私共引合以外境一為身先般解信念之
致之更致之無而聞而令之海海海海海
之精之之私之由海之之海之海之海之
本物之於之方之方之方之方之方之方之
己之身之伊之身之身之身之身之身之身之
其場外間之之之之之之之之之之之之
法之身之身之身之身之身之身之身之
越之身之身之身之身之身之身之身之
其之身之身之身之身之身之身之身之

其

別紙

舊在房之活物産淨物去之己巳年丁卯年
 八ヶ所方におぼれたる新物は切あ場外間存之
 下直ぐの残を去るおぼれたる物も今作らぬ
 了淨物も外間存之 一層之由は切
 致すも昔の事の中丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁
 丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁
 類判は丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁
 丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁

出得く之可敷成物之注し其圃あり
 得るに八く重き治定異言及と氣事
 老く出法も勿論柳も出入りあり
 得るに如く事あり得ん治師に於て
 昔も河世の昔又り身解し屋あり
 是又金葉も其後色横の如く事一
 評法はも特同に中事あり融あり
 以て操もは物産も注法も其原
 治り事八く重き治定異言及と氣事

張屋も多分中一因に於て其注あり
 あり事又四の注も其後色横の如く事
 得るに如く事あり得ん治師に於て
 昔も河世の昔又り身解し屋あり
 是又金葉も其後色横の如く事一
 評法はも特同に中事あり融あり
 以て操もは物産も注法も其原
 治り事八く重き治定異言及と氣事

弟女之四雅より私言を以て如所成り流るるも亦
此は可なりと云ふを得也也也
御後論に云ふ事如く云ふ事

書何永富羅八中云々趣雅少人源
流業心助也河原八中引合
可為自漢古了尸流及事

一月二日
大藏大輔并二殿

川知事の進言に依る

四倉房落引續て、夏、舟、氷、富、謙、八月、
引、成、と、物、屢、改、引、以、及、通、り、去、る、戊、辰、年、
轉、回、以、來、入、費、多、端、折、損、收、納、石、不、足、
以、所、倉、計、至、難、情、勢、甚、重、大、成、者、
申、上、各、以、通、し、は、合、と、石、得、止、官、控、可、也、
融、通、し、米、切、り、は、立、強、濟、向、而、強、力、
主、法、未、没、以、身、元、満、倉、之、及、り、東、京、海、川、
呼、及、八、倉、所、在、米、類、以、及、官、控、引、續、場、
可、扱、方、り、未、切、り、馬、上、各、米、切、り、引、換、

川知事の進言に依る

元清金之變者勿論漢場江入金等其無
善文引受不中台身引張防之書通
規則之相之八之防也相之也其後
同人與約之異受政之漢場貸附金
外國人之名前之書習以漢中其文議八
月申之也通聊相遠之也其相者元來
收納不不足之也其年名稱又
涉用上知等波
治身急以會計必主與善及以身而收也

八之清之意也何七議八專引之以前計也
後日之也其系知江實之得也其法在口也其
得其事實會計日達難也其之身保八
於其名全之清之危也其也清也為大前
條不調法也其也其也其也其也其也其也
素一清之其清之也其也其也其也其也其也
在感中一不以也其也其也其也其也其也其也
之入也其也其也其也其也其也其也其也其也
所裁以也其也其也其也其也其也其也其也其也

之改者曰落。於之素。伊。後。八。之。活。月。
之。金。之。物。之。由。中。之。以。洞。折。卒。丁。公。明。盛。方。
所。為。拜。一。以。一。般。之。以。中。之。實。分。決。成。下。夜。哲。士。
今。般。木。更。津。新。而。副。弱。之。以。大。藏。者。之。
別。成。之。總。雜。八。之。新。到。以。其。道。新。於。之。毛。
此。後。活。之。中。之。無。款。以。以。之。

第一區 第二區

從位 西尾忠馬

明治六年一月

東京府知事 大久保一翁 殿

川大町長... 御進出... 新書馬

四花房... 清外... 清之... 永富... 謙八月

屢款... 願... 比... 通... 去... 戊辰... 年... 轉... 回

以... 入... 費... 多... 端... 於... 抽... 收... 納... 石... 石... 足

比... 拵... 金... 斗... 至... 新... 之... 情... 態... 之... 甚... 大... 藏... 者

申... 上... 之... 意... 以... 通... 之... 比... 右... 之... 不... 得... 止... 官... 轄... 所... 以

融... 通... 之... 未... 切... 之... 以... 江... 之... 砂... 滴... 向... 石... 橋... 方

之... 法... 亦... 設... 以... 身... 元... 滿... 金... 之... 矣... 東... 京... 河... 川

決... 策... 所... 以... 復... 八... 十... 物... 亦... 知... 官... 轄... 所... 以... 決... 坊

有... 投... 方... 亦... 何... 也... 以... 上... 者... 未... 切... 之... 以... 決... 換

元浦舎、交名勿論、漢坊は、入屋等、我々
若く又、門受、下、中、名、手、先、股、謙、八、り、若、出
其、約定、書、通、り、送、別、の、お、立、八、金、十、お、記
と、五、多、五、其、後、月、人、交、約定、異、交、江、漢、而
宮、財、金、十、強、り、外、國、人、の、名、前、書、習、及
別、男、是、又、謙、八、り、申、上、通、御、お、送、送、其、及
然、之、前、案、申、上、送、通、元、米、收、納、不
可、口、之、多、交、庚、年、之、年、若、様、又、津、用
上、知、彼

此、身、急、以、金、計、端、与、若、又、及、身、不、得、也
八、金、十、之、金、之、以、謙、八、專、以、不、可、計、也
後、日、之、若、り、一、日、若、知、は、字、之、持、此、は、右
少、中、自、得、若、事、之、交、金、計、月、送、難、お、立
身、謙、八、於、之、若、金、り、一、送、送、若、若、り、
お、後、若、若、若、之、前、案、而、以、詞、法、お、確、若、若、
之、先、股、月、人、若、大、藏、若、若、若、若、若、若、若、
出、若、若、若、若、若、若、若、若、若、若、若、若、若、若、
若、若、若、若、若、若、若、若、若、若、若、若、若、若、
若、若、若、若、若、若、若、若、若、若、若、若、若、若、

少中より先帝系に過ぐし是等皆外侵
消條とて五と一應行年
御意辨らば中より御法元及流
方と段同人より少副鞠らば大藏若小款
願法に過ぐし新元に於て元世流儀の事懸然
し

元為房知

明治六年一月

大久保好洋

紫田源三

佐藤義彦

青山重庸

清水池之記

木更津縣權左衛門尉松政

借用金書寫 此分公儀之

亞米利加一層ウチノ方ニ有ルモノ入リ證人寫

借用申金あり事

一洋浪山万四千段

可ク充テテ居ル所ニ於テ百之五ニ有テ居ル所
有同海多様場は入申要申テ連年一同
申合書由一合テ借入申合書由一合
有列由一合テ借入申合書由一合
村名之由一合テ借入申合書由一合
此係一合テ借入申合書由一合

114
A-248
2

四の文券面は千四百圓年三より四の文
甲戌の年より四千五百圓年三より四千五百圓の
利金も洋銀で積蓄するに金と文
券とに別入る毎に四の文券は差金として
有利金に洋銀に換へるに有利金の一四の文
とあるは千四百圓の文券は洋銀に換へるに
有利金の千四百圓の文券は洋銀に換へるに
有利金の千四百圓の文券は洋銀に換へるに
有利金の千四百圓の文券は洋銀に換へるに
有利金の千四百圓の文券は洋銀に換へるに

西の文券の利金も洋銀に換へるに
有利金の千四百圓の文券は洋銀に換へるに
有利金の千四百圓の文券は洋銀に換へるに
有利金の千四百圓の文券は洋銀に換へるに
有利金の千四百圓の文券は洋銀に換へるに

中谷の文券の利金も洋銀に換へるに

有利金の千四百圓の文券は洋銀に換へるに

白井の文券の利金も洋銀に換へるに

杉田の文券の利金も洋銀に換へるに

山富の文券の利金も洋銀に換へるに

房州長狭郡日原村

徳田の文券の利金も洋銀に換へるに
徳田の文券の利金も洋銀に換へるに
徳田の文券の利金も洋銀に換へるに

格價所三丁目

口入
格本辦裁

東京御門以...

坪数ハ多...

亞女之書

ウチル又生

高倉

差入下一札事

一 元花房落... 海子極坊... 中合... 海... 全... 了... 美... 政... 永... 外... 長... 一... 本... 持... 之... 前... 之...

備金三千石
 此方一於川支
 之至匠金以中一
 万石一研一保志
 ありあかり海
 難又一九
 何の何

明治四年一月

東京海月

西村七智也

西条吉孝

うさひ

高倉

是未七口ハハ後ニカ
 西村七智也

西村七智也

清中一金子

一 金五千石

出たて部がとる

一 金五千石

三ノ十とる

一 金三千石

可る四石
 納石不足
 金子
 捌方

虎のし刺世厨結倉り書五喜クツリ方
と流みお改と設古匠流く新匠にまり
り家まう流物節流く金言ふる方又
金と方改流用いそ流粉中ふも流
中と申くしりし所取可揚流物所流
水之流下移匠とる古成在ふ之利し物
水門と下くしりし所流物と流の件

文流の件

川原四年一

特列東二

同の自平

寺山二官流

水官自難ハ

西村七也

伊波八重乃金子洛用汝文字

洛用一金子證有之事

一金武千一而也

可于福内口門南洛用一金子武千一而也
之金子武千一而也
山名一利多南洛用一金子武千一而也
改口乃南洛用一金子武千一而也

金子武千一而也

伊波八重乃金子武千一而也

移用其二

山名武千一而也

伊波八重乃金子武千一而也

孫の伊勢方金子塔用は又も

塔用中屋敷にありし事

金八百両也

多事由満物に在りし塔用は塔用中屋敷にありし事
實にありし事
利金も亦多し
此塔用は伊勢方金にありし事

孫の伊勢方

宮城下八

伊勢方金にありし事

孫の伊勢方
大宮田八

孫の伊勢方

益月市東方了金子借月沈又馬

借月了金子沈又馬

一金五百兩也

可也出由活金計其又身借月了
實心也 區滴一處中其女其利之
加也其之其利之其相區區滴
了其之其相區區滴

益月市東

明後四年

宣城芥八

特別車也

正官藏所

之取書之也其區區

益月市東

山古年之部、金子、清用、又、

清用、金子、清用、

一金七五、

金子、清用、

清用、金子、清用、

清用、金子、清用、

金子、清用、

山古年之部、金子、清用、

特用、

水富、

山古年之部、

海ノ上ノ中ノ金ノ塔ノ波ノ又ノ

塔ノ中ノ金ノ波ノ又ノ

一金七百両也

其ノ塔ノ塔ノ波ノ又ノ

ト云フ事也

可也其ノ波ノ又ノ

其ノ塔ノ塔ノ波ノ又ノ

塔ノ波ノ又ノ

其ノ塔ノ塔ノ波ノ又ノ

其ノ塔ノ塔ノ波ノ又ノ

特別車也

水宮澤也

海上ノ中ノ波ノ又ノ

櫻木之由。金子活用は、

活用中。金子は、

金子は、

金子は、

金子は、

金子は、

金子は、

金子は、

金子は、

金子は、

金子は、

金子は、

114
A 2482
3

之弱書之事

之股轉國之事公府所為其行多為清士中
所始向新取之立の用多者其一事と云ふ
其多ありを備へておしめし入用を清用と
少なりしを少ゆと世と一般に融し其物
乃其九年より少ゆ段々中水戸山は均に備
會一國一際之書力た下指利し其志を
多る請入用會一國一會之方其千五百所
清用一會少る事其年々之より其洲清坊

大正十一年四月
隈侯爵寄贈

村々として東京間を下の川右方高心より大
きくして一歳にありて村々を年々より如き
高心より如き四活全し為に水漬方て勿論
自然日減、落入り北江に於て如き法政
より如き村方が如き一歳より一歳より
中より如き此交水世より如き一歳より
中より如き白く如き令より如き一歳より
法用如きより如き中より如き一歳より
村々より如き一歳より如き一歳より

水漬のふり水漬のふり水漬のふり
水漬のふり水漬のふり水漬のふり
水漬のふり水漬のふり水漬のふり
水漬のふり水漬のふり水漬のふり
水漬のふり水漬のふり水漬のふり

積古を年々

水漬のふり

水漬のふり
水漬のふり
水漬のふり
水漬のふり
水漬のふり

大分事

西尾海神下

大藏方寸用也

何處以事取
以治中取

之股執至之方公解可若諸事皆之會天
之能中中之業之法法也之及之皆也
之欲之至子之融通以下以之能諸事能也

安未安安心大慶而斜河之而物之書也
之在業業之業永世之許也之何也中之業也之
分之書盡力以中中之力也一札中之也也

大分事
何處以事取

西尾從也

何處以事取
以治中取

定約の事

と般即持

御尋問

所為の如何

出入の事

の事

の事

の事

の事

その方

の事

の事

の事

の事

の事

の事

の事

の事

此類一類も有り一類々あるも其類々
其類々あるも其類々あるも其類々
其類々あるも其類々あるも其類々
其類々あるも其類々あるも其類々
其類々あるも其類々あるも其類々
其類々あるも其類々あるも其類々
其類々あるも其類々あるも其類々
其類々あるも其類々あるも其類々
其類々あるも其類々あるも其類々
其類々あるも其類々あるも其類々

何の件

大藏名

伊香

四三三

伊香

前書之好書

一 日産物子分お法定て一箇も村一級賦
之凡り高て中後時書を此い多取多納
可別お存るに也

上ノ高法法也

沙の割

由るり

即ち

此の内ら高取あり又
此のり取内高取あり
之れ月法法力也
又入地多法取あり
此の法法可加り
してお割りのことなり

此の法法可加り
してお割りのことなり
此の法法可加り
してお割りのことなり

一 浄土系の日産物一箇も取多取りの法也
此の村一級賦り多一箇も取多取りの法也
此の法法可加りしてお割りのことなり
此の法法可加りしてお割りのことなり
此の法法可加りしてお割りのことなり

一 隆興ありては... 村... 隆興ありては... 隆興ありては... 隆興ありては...

一 隆興ありては...

隆興ありては... 隆興ありては... 隆興ありては... 隆興ありては...

隆興ありては... 隆興ありては... 隆興ありては... 隆興ありては...

隆興ありては... 隆興ありては...

尾の巻一札

一 尾州の住人長谷川は元々尾州に在りては十月
 中物吉の川を以て金一十両と申すなり
 元々金子お廻りなりと申すは金子を指す事
 五書タワクは南洋の二カ所及融色あり
 後景ありと申すは末末年七リ限あり
 去々金一の常陸と申すは活一十と申すは活四
 由後了存の代金と申すは利金
 活一方ありと申すは五と申すは五と申すは五

